

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 3
- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 6

北九州市告示第 29 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 24 日

北九州市長 武 内 和 久

病院又は診療所（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人ありまつ矯正 歯科医院	北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 番 7 号アースコート黒崎駅前 B L D G 2 F	令和 6 年 1 月 1 日

北九州市公告第51号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年1月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーウォーク北九州

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) 北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

代表取締役 大下徳裕

(2) ラオックスホールディングス株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー29階

代表取締役社長 矢野輝治

(3) 福岡地所株式会社

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

代表取締役社長 榎本一郎

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

(ア) 北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

代表取締役 大下徳裕

(イ) ラオックス株式会社

東京都港区芝公園二丁目7番17号

代表取締役社長 飯田健作

イ 変更後

(ア) 北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

代表取締役 大下徳裕

(イ) ラオックスホールディングス株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー29階

代表取締役社長 矢野輝治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

里山商会 K O K U R A

福岡県京都郡苅田町神田町一丁目4番18号2階

吹上 紘子

他101者

イ 変更後

阪急ベーカリー&カフェ

大阪府高槻市南庄所町22番5号

中村 英紀

他77者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号の住所 令和5年9月27日

(2) 前項第1号の商号 令和4年10月3日

(3) 前項第1号の代表者 令和5年3月30日

(4) 前項第2号 令和5年11月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年12月25日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和6年5月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年5月24日までに北九州市産業

経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第52号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月24日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エフコープ黒原店  
北九州市小倉北区熊本四丁目1番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
双葉興産株式会社  
北九州市小倉北区浅野二丁目8番4号  
代表取締役 小玉 稔
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,682平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日  
令和6年1月13日
- 6 変更する理由  
営業政策上の理由による。
- 7 届出年月日  
令和6年1月13日